

矢板市住まいるリフォーム補助金

～子育て夫婦が親と同居・近居するための住宅新築・改修費用を支援します～

子育て世代の夫婦とその親との同居・近居を促進することにより、子育てに係る負担を分散し、子どもを生み育てやすい環境と定住の促進を図ること及び空き家の活用を目的に、住宅の改修等に係る費用の一部を補助します。



親とは？

本市に住民登録があり、子夫婦
いずれかの直系の親・祖父母等

近居とは？

子夫婦とその親の両方が本市に
住民登録をすること

補助対象住宅・工事

次のいずれかに該当する住宅・工事

補助対象住宅

- (1) 子夫婦とその親が同居・近居するために、改築・改修または建替えした住宅
- (2) 子夫婦が住むために、改築・改修した市内の空き家
- (3) 子夫婦が住むために、親と同一敷地に新築した住宅

補助対象工事

対象住宅の新築・建替え・改築・改修
※外構工事や介護目的の改修工事は
対象外

補助対象者

以下の補助要件①②をすべて満たす方で、対象工事の請負契約を締結した方

補助要件①（子夫婦）

- (1) 夫婦*1 とともに39歳以下であること
※補助金の申請年度の4月1日現在
- (2) 申請日前2年以内に転入・転居又は子の出生があること
- (3) 本市に5年以上定住を誓約すること

補助要件②（子夫婦、親共通）

- (1) 本市に住民登録のある方
- (2) 市税に滞納がない方
- (3) 他の住宅関連補助金*2 を受けていない方
- (4) 暴力団員が世帯にいない方

*1 独身の方、ひとり親、戸籍上の夫婦でない方は対象外

*2 結婚新生活支援事業、「暮らし」のびのび定住促進補助金、空家等活用支援補助金、木造住宅耐震改修等補助金など

※補助金の交付は、1世帯1回限りとし、矢板市結婚新生活支援事業補助金に該当する場合は、当該補助金相当額を控除した額とします。

補助金額

- ・子夫婦の転入がある場合：リフォーム工事等に係る費用（上限50万円）
- ・子夫婦の転居又は子の出生の場合：リフォーム工事等に係る費用（上限30万円）

申請・請求の必要書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 定住誓約書（子夫婦）（様式第2号）
- 住民票の写し（世帯全員、続柄あり。子と親が別世帯の場合は両方）
- 親子関係、夫婦関係等を証する書類の写し（住民票、戸籍等）
- 市税の完納証明書（申請者）
- 工事請負契約の写し
- 工事内容が確認できる書類の写し
- 建物の引渡日または工事完了日が確認できる書類の写し
- 工事費用の支払いが確認できる書類の写し
（ローン契約による支払いの場合は、契約書の写し及び支払いが確認できる書類の写し）
- 工事完了後の写真
- 交付請求書（様式第4号）
- 振込口座の通帳の写し

申請期限

住宅の引渡日又は工事完了日から1年を経過するまで

※手順の簡略のため、工事完了後の申請・請求になります。

申請・問合せ先

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市 建設部 都市整備課

電話 0287-43-6213 FAX 0287-43-9790

E-mail tosiseibi@city.yaita.tochigi.jp



メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....